

厚木市立病院撮影協力要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市立病院（以下「当院」という。）を映像制作のロケ地として活用し、映画やテレビなどの映像メディアを通じて当院の魅力を発信することによって、当院のイメージアップや認知度アップにつなげるための撮影等の協力に関して必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

第2条 当院が撮影に関して協力する内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当院施設を利用してのテレビ、映画、CM等の撮影
- (2) 出演者、撮影スタッフの控室等の提供
- (3) 当院施設の撮影ロケハンの案内

(協力の対象)

第3条 協力の対象となる撮影は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 当院の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるもの
- (2) 法令及び公序良俗に反するもの
- (3) 政治的、宗教的宣伝活動を目的とするもの
- (4) 個人の名誉やプライバシーを傷つけるもの
- (5) その他病院事業管理者が不適當であると認めるもの

(撮影申込)

第4条 当院において撮影を希望する者（以下「申請者」という。）は、厚木市立病院撮影申込書（第1号様式）を病院事業管理者に提出するものとする。

2 申請者は、前項の規定により提出した申込内容に変更があった場合には、速やかに病院事業管理者に届け出なければならない。

(撮影承認)

第5条 病院事業管理者は、前条の規定による申込みがあった場合は、その内容を審査した上で、承認の可否を決定し、撮影承認通知書（第2号様式）又は撮影不承認通知書（第3号様式）により申請者に対し通知する。

(施設等使用料)

第6条 本要綱による承認を受け施設等を使用する場合の使用料は、1日につき100,000円とする。

2 施設等使用料は、撮影日から60日以内に当院が指定する銀行口座へ振込みを完了しなければならない。

(損害賠償の義務)

第7条 本要綱による承認を受けた者は、故意又は過失により当院の施設、設備、備品等を破損又は滅失させたときは、病院事業管理者の指示に従い当院施設等を原状回復し、又はその損害を賠償しなければならない。また、撮影時に発生した事故においても同様とする。ただし、病院事業管理者がやむを得ないと認めたときは、この限りで

ない。

(免責)

第8条 当院は、この要綱に基づき協力した映像作品の内容について、責任を負わないものとする。

2 申請者は、撮影予定日までに当院から撮影の許可が得られない、又は撮影の許可を得た後、当院から当該許可を取り消された等により、予定通りに撮影ができなかった場合であっても、そのことを理由として、当院に損害の賠償を求めることはできない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、撮影等の協力に関し必要な事項は、その都度病院事業管理者と協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。